

平成20年度 第2回「山梨県男女共同参画審議会」議事録

- 1 日 時 平成20年12月1日(月)午後1時30分～午後3時05分
- 2 場 所 山梨県庁2階特別会議室
- 3 出席者
審議会委員：丸茂会長、飯窪会長代理、石原委員、小澤委員、久保田委員、
坂本委員、鳥養委員、萩原委員、深澤委員、星合委員、渡邊委員の
11名が出席
事務局等：小林県民室長、横山理事、河野男女共同参画課長、市川児童家庭課長、
野田女性相談所長、宮阪男女共同参画課課長補佐、依田副主幹、
菊嶋主任
進 行：課長補佐

- 4 会議次第
(1)開会
(2)県民室長あいさつ
(3)会長あいさつ
(4)議事
DV相談及び被害者支援の現状について
山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本計画(案)について
その他
(5)閉会

5 概 要

開 会

県民室長あいさつ

会長あいさつ

事務局から

本日の会議は、委員数14名のうち、11名が出席しており、委員の2分の1以上の出席となっていることから、山梨県男女共同参画推進条例第22条第10項の規定より、会議を開く。

議事(条例第22条第9項により、会長が議長)

(1)DV相談及び被害者支援の現状について

議 長： 「DV相談及び被害者支援の現状について」事務局から説明願います。

事務局： (DV相談及び被害者支援の現状について説明)

議 長： ただ今の説明について、何か御質問、御意見などありますか。

委員： 相談をされる方の住んでいる環境、例えば、農村部に住んでいる方からの相談件数は、都市部と違いはあるのでしょうか。

事務局： 地域的に見て、どこが多いということはありません。都市部も農村部も違いはありません。ただ、甲府近辺は人口も多いことから件数も多く、人口で割ってみると、都市部の方が若干多いという感じですが、農村部では全くないということではありません。

(2) 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(案)について

議長： 次に、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(案)について」事務局から説明願います。

事務局： (基本計画(案)についての説明)

議長： ただ今の説明について、何か御意見、御質問などありますか。

委員： NPOですとかボランティア団体がありますが、DVの関係ではそのような組織はあるんですか。

事務局： 支援団体が1団体できたと聞いています。そのような団体と連携して、被害者支援に取り組んでいきたいと思えます。

事務局： 今年4月に、DV被害者の支援をする団体として、女性の人権サポート・クローバーが民間シェルターを開設しました。
また、シェルターではありませんが、電話相談を行っている団体も他にありません。

委員： 市町村との関わりが大事ということが計画の要所要所に出てきていますが、全くそのとおりだと思います。

今までは道路行政のようなハード面を重視して行政が動いてきましたが、DV支援のようなソフト面も大事なことで、このようなことを放っておくと、おかしい方へ社会がいつてしまいます。

DV支援は、社会の根幹を揺るがすような大事なことで、ないがしろにしないためにも、県として市町村に対する支援をしていただけたことが書いてありますが、財政的な支援も可能であれば考えていただきながら、市町村がこのような危機管理を自分のこととして捉えるような行政運営をしていけるようしていただきたいです。市町村合併により、人件費の削減や組織の簡素化が進み、苦しい財政の中では、県からの積極的な支援・助言が必要であり、このことによって、この計画が日の目を見ることとなると思えます。

もう一つですが、総務省の発表したDVに関するアンケートについてであります。被害者は女性が多いのですが、被害者の57%の人が経済的な支援を望んでいます。生活保護制度の適用を受けて自立することを求めています。行政の方の考え方は、その半分しか追いついていない。やはり、苦しい財政状況を反映していると思えますが、先程の説明でも、無一文で逃げてくるという話がありましたが、やはり、生活保護を一定期間受けられるようにしていただきたい。

このようなことを行政で掌握するには、民生・児童委員さんの働きが大切です。自治体だけが動くのではなく、このような委員と行政との連携が大切で、現場の

状況をくみ取れる体制が必要だと思えます。

事務局：市町村合併により、福祉事務所も県ではなく、市に設置され、市で生活保護制度を運用していますが、生活保護の適用については市の財政の問題があります。市町村が計画を策定するのに、県では財政的な支援はできませんが、地方交付税の中で加味されています。ただ、この計画は詳細に記述してありますので、この中身を市町村の実態にアレンジすれば市町村計画をつくることができます。市町村の関係部署が集中して議論をすることに、計画を策定する意味があります。充実した施策を実施するために、市町村では計画を策定していただきたいと考えています。

委員：財政的な援助は難しくても、町村が本当に危機意識をもって、取り組んでいけるよう、県としての強いアドバイスをお願いしたいと思います。

委員：第1次の計画から第2次の計画への移行の説明がありました。その中で、配偶者暴力相談支援センターの機能を市町村も持つということで、24ページでも市町村への設置についての記載がありますが、現在はどこにもないですね。

事務局：相談支援センターはないですが、甲府市と富士吉田市には婦人相談員が配置されています。

委員：被害を与える人たちに対する対応は、第1次計画の中でかなり機能化していますので、今度は市町村の中で、きめ細かい対応を進めていただくことになると思います。その中で、特に、関係機関との連絡調整をしながら、ネットワークの中で被害を少なくしていくことが大切であると思います。市町村が努力義務にどのように対応していくのか、また、これに対する県の指導がこれから大事になります。この点を重視していけば、第2次計画も進展すると思います。

計画の中で、被害を受けた人への対応とともに、これからの取組がいろいろ書いてありますが、被害者の多くは女性であるという社会的背景に潜在するものは何かということ、教育的な分野でも考えていかなければいけないと思います。結局、男女共同参画推進に関しては、ジェンダーの視点で問題意識を持つ、また、水面下にある問題を教育的な分野で対処していくという意識の改革が大事だと思います。

ですから、男女共同参画課では市町村への対応、関係団体との連携による意識の改革に取り組んで欲しい。県の行動計画などの計画の中では、安全・安心に対する意識の高まりがよくうたわれており、その中に、防犯、防災、医療とかはありますが、女性が本当に安心して暮らせるような生活の基盤に対する問題が、全然みられない感じがします。男女共同参画課の呼びかけで、このDVに関する問題についても、ジェンダーの視点を当てながら、安全・安心に男女が暮らしていける環境とか、いろいろな事を検討していく必要があるのではないかと、今、思いました。

委員：今、家には大学生を含め3人子どもがいます、今日この会議に出席するに際し、子どもとも話をしましたが、あまり興味もなく、今まで、地域や学校でもDVの話はありませんでしたので、DVに関心もありませんでした。

DVの発生からケアまでということとは外れますが、子どもにどのような状況なのか聞いてみましたところ、私はデートDVという言葉も知りませんでしたが、「DV彼氏」は多いということでした。携帯電話やインターネットで返事がこないだけで切れてしまい、最初は携帯電話を壊す、それが段々エスカレートして暴力につながっていくというように、些細なことから問題が発生するということが

非常に問題だと思えます。

高校生と大学生ではまた違うと思いますが、今回、基本計画の中で、未然防止対策としての若年層への啓発の実施として取り上げることは大変良いことだと思います。

委員： 子どもへの虐待とDVは大変深いつながりがあります。私に関わっている活動に「CAP」があります。キャップ・プログラムといって、子どもが自ら暴力に立ち向かうプログラムで、ここ何年か義務教育の現場で取り入れられていますが、お金がかかることもあり、継続して続けられない面もあります。今まで、県外から招いていましたが、今度、「CAP山梨」ができました。DVの未然防止とか41ページの子どものための支援の充実にこのプログラムが利用できるようなれば良いと考えます。

キャップ・プログラムは、子どもが自ら打ち明けられる力を持つことを基本に置いています。通常、虐待を受けている、お母さんがお父さんに殴られるということは学校で言えませんが、それを子どもが自らの力で話してくれることから始まります。こうしたことから、キャップ・プログラムを取り入れて取り組むことも良いことだと思います。

委員： 市の母子相談員をやっていますが、行政と地域の人との接点がないのが現状です。行政には入り込んで欲しくないといった雰囲気があり、心と心のふれあいの必要性を感じます。やはり、教育や意識改革からやっていかないとできたことを進めようとしても、ますます行政と地域のギャップは広がってしまいます。

今、直接市役所へ行って、離婚した場合は母子手当をどの位もらえるんですかということを知り、若いお母さんも多いと聞いています。こんな状況ですので、特に母子相談員をしていて、教育や意識改革の必要性を感じています。

委員： 市町村との適切な関わり、関係機関との連携が大事になります。また、市町村に努力義務があるという意識を持っていただくと同時に、市町村における人的体制とか、システムとかを変えていくものにしていかなければだめです。今、母子相談員の話が出ましたが、相談員そのものがどう動くかということ、そのためには相談員の研修なども、市町村が手始めにしていかなければならないのかなと思います。

事務局： 先程、説明の中で、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」について話をしましたが、協議会には市町村、県福祉事務所、男女共同参画課などいろいろな関係機関が入っています。今後、表面的な話だけではなくて、事務担当者レベルでの具体的な意見交換会などを通じて共通の問題意識を持つことにより、市町村でも取り組んでいただけるようネットワークづくりを進めていきたいと思えます。

委員： 51ページに詳細に記載していますが、これから取り組んでいくということですね。

事務局： そうです。

議長： 時間も来ましたので、御意見、御質問はよろしいでしょうか。計画については、今日、ここで議決する必要があるのですか。

事務局： 当審議会や連絡協議会、関係課の検討委員会での意見などを踏まえて、年明けにパブリック・コメントを行い、最終的なものを県の男女共同参画推進本部で決

定することとなります。結果につきましては、皆様に、御連絡させていただきます。

(3) その他

議長： その他でありますか、何かありますか。

事務局： (DV相談カードをコンビニやスーパーマーケットの女性トイレに設置したことを説明)

議長： 今の説明について、何かありますか。

委員： 独身カップル間でのデートDVが増加していますが、デートDVは将来の本格的なDVに発展します。そういうことから、デートDVへの対応も必要です。カードに「配偶者」という言葉が印刷されていますが、これでは、独身女性が電話し難いので、「配偶者」を「パートナー」とした方が良いでしょう。

事務局： 裏面の相談機関名は変えることができませんが、表面については、今後、印刷する際には配慮します。

議長： 以上で、本日の議事の全てを終了しました。御協力ありがとうございました。

事務局： 以上をもちまして、平成20年度第2回山梨県男女共同参画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。